

# 周南市庁舎建設基本構想

平成 25 年 3 月

周 南 市

## はじめに

平成23年3月の東日本大震災は、未曾有の被害をもたらしましたが、その中には、多くの自治体の庁舎が含まれており、復旧や復興に少なからず影響を及ぼす結果となったことから、災害時における災害対策機能や住民生活に直結した行政機能の確保の重要性が改めて認識されたところです。

周南市の現在の本庁舎は、建設後50年以上が経過しており老朽化していること、耐震性が低いこと、バリアフリーの実現が困難であること、本庁機能が分散し来庁者に分かりにくく、非効率な行政サービスとなっていることなど多くの課題を抱えています。

市の使命は、市民の皆様の福祉の増進、とりわけ安心・安全の確保です。本庁舎は、この使命を果たすために、皆様の情報を集積し、適正に保管し、市の重要な案件については市議会の議決等を経て、政策・計画の立案、業務の実施等の行政サービスの中核を担うとともに、災害等の緊急時には集められた情報を活用し災害対策の拠点となり、支援活動を行う中核となるべき場所になります。

私は、東日本大震災の被災状況や本庁舎の現況を考えますと、今こそ市民の皆様とともに新たな本庁舎を整備することを考えなければならない時期を迎えていると思っています。そして、周南市民全体の福祉の増進のためには、周南市全体の地域との連携の下に、本庁舎の整備の計画を進めていく必要があると考えます。

このたび、本庁舎の整備の方向性について、専門委員と公募委員で構成される周南市庁舎建設検討市民委員会での検討・協議を踏まえ、この「周南市庁舎建設基本構想」をまとめました。この基本構想は、現本庁舎の課題、早急な整備の必要性、基本理念、本庁舎のあり方、整備に当たっては全面建替えが最も優れていること、本庁舎の整備場所は現本庁舎敷地が最適であることなどを整理した上で、本庁舎の規模、概算事業費、建設スケジュールなど事業全体の方針を大まかにお示ししたものです。来年度は、より具体的な検討を行い、「周南市庁舎建設基本計画」を策定したいと考えています。

本庁舎の整備を考えるとということは、これからの周南市の行政サービスのあり方を考えることにもつながります。

本庁機能の集約は、現本庁舎の抱える様々な課題の克服のため、また行財政のスリム化のため、さらには平常時はもとより、災害等の緊急時における周南市の意思決定を迅速にするために必要なことであると考えますが、この意思決定は、それぞれの地域の周南市民全体の「しあわせ」につながるものでなくてはなりません。私は、「周南市庁舎建設基本計画」の策定と並行して、本庁舎と連携する各総合支所や支所等の役割や機能等についても平成25年度中に策定を予定しております「公共施設再配置計画」により、明らかにしたいと考えます。

これから、「周南市庁舎建設基本計画」の策定に向けては、この「周南市庁舎建設基本構想」の考えを皆様に説明し、市民の皆様から頂いた御意見を精査し、反映するとともに、財政的に有利で、平成30年度まで活用することができる合併特例債の活用を十分に検討しながら、着実に進めてまいりたいと考えております。市民の皆様も現在の本庁舎が抱える様々な課題の克服に向けた整備について、これからの周南市のために、また、次世代の周南市民のために私とともにお考えくださいますようお願い申し上げます。

平成25年3月

周南市長 木 村 健 一 郎

# 目 次

頁

<b>1 現状と課題</b>	
(1)庁舎の現状について .....	1
(2)本庁舎各建物の老朽化の状況.....	7
(3)庁舎の課題整理(主に本庁舎) .....	9
<b>2 庁舎整備の必要性</b>	
(1)庁舎整備に係る検討経緯 .....	10
(2)庁舎整備の必要性 .....	10
<b>3 上位計画の概要</b>	
(1)関連する上位計画.....	11
(2)上位計画における庁舎整備の方針.....	12
<b>4 庁舎整備の理念及びこれからの庁舎のあり方</b>	
(1)庁舎整備の理念.....	13
(2)これからの庁舎のあり方 .....	13
<b>5 庁舎整備の手法</b>	
(1)整備手法の比較.....	15
(2)評価 .....	16
<b>6 庁舎の場所</b> .....	19
<b>7 庁舎の規模</b> .....	20
<b>8 事業の進め方</b>	
(1)事業形態.....	21
(2)概算事業費.....	21
(3)財源 .....	21
(4)スケジュール .....	22
(5)発注方法.....	22
庁舎建設検討市民委員会の体制と開催経緯 .....	23
用語の解説 .....	24

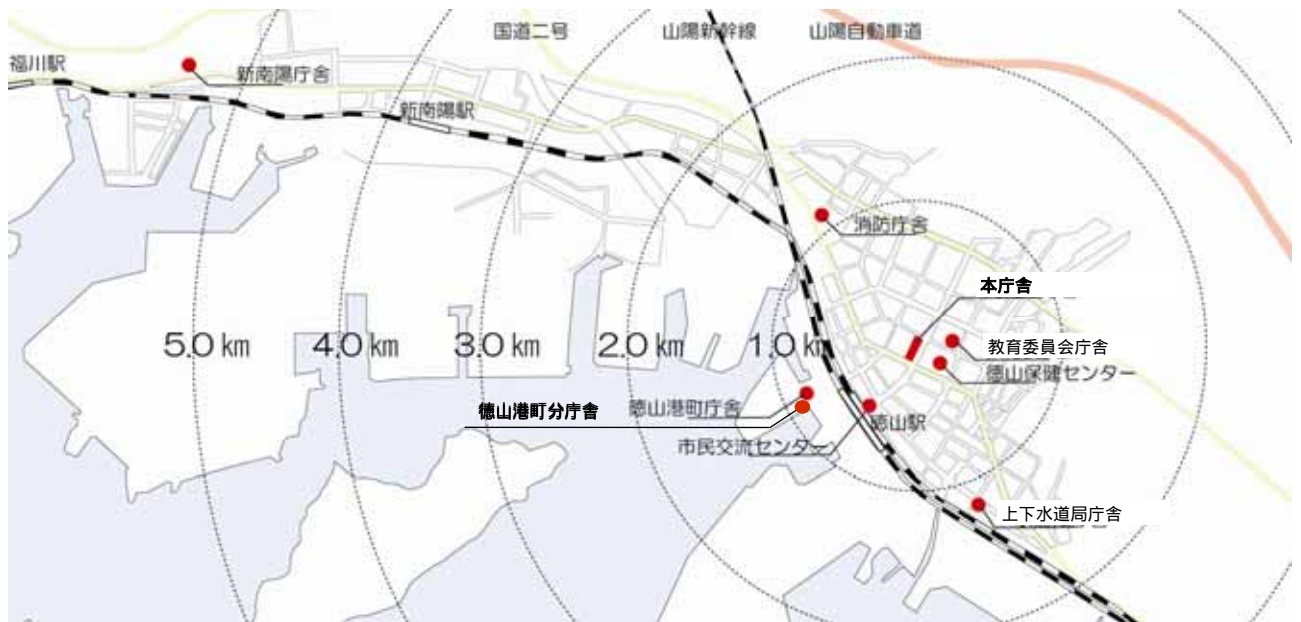
# 1 現状と課題

## (1) 庁舎の現状について

### 1) 庁舎の全体像

現本庁舎の面積的な制約のため、市全体に係る政策、施策、総合的な事務調整、管理事務を行う「本庁機能」<sup>P25</sup>を担う庁舎は、分庁舎に分散せざるを得ない状況にある。

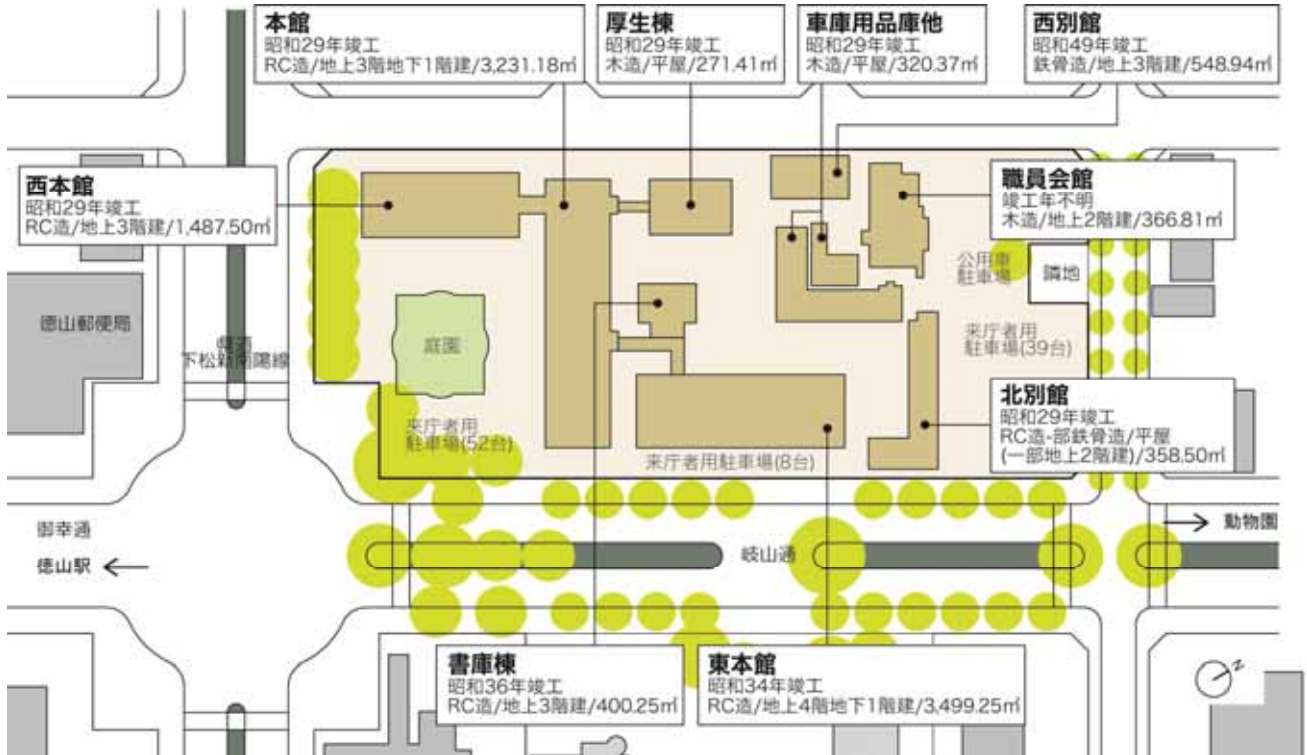
本庁機能	本庁舎	(本館 / 西本館 / 東本館 / 書庫棟 / 北別館 / 西別館 / 厚生棟 / 職員会館 / 車庫、用品庫他)
	分庁舎	徳山保健センター
		教育委員会庁舎
		徳山港町庁舎
		徳山港町分庁舎
		市民交流センター
		消防庁舎
		上下水道局庁舎
新南陽庁舎		



【本庁機能を有する建物（本庁舎・分庁舎）の位置】

「」印が付されている文字には、巻末に用語解説があります。

## 2) 本庁舎の現状



【庁舎配置の現状】

敷地

敷地面積 13,172 m<sup>2</sup> (東西方向の長さ: 約 178m、南北方向の長さ: 約 76m)

本館、西本館

竣工	昭和 29 年 (1954 年) 竣工
構造 / 規模	RC 造 <sup>P25</sup> / 地上 3 階地下 1 階建 / 4,718.68 m <sup>2</sup> (本館...3,231.18 m <sup>2</sup> / 西本館...1,487.50 m <sup>2</sup> )
入居 部局	企画総務部 (政策企画課/秘書課/総務課/人事課/ 防災危機管理課) 行政改革推進室、環境生活部(環 境政策課/生活安全課/市民課/人権推進課)、建設 部 (建築課)、会計課、議会事務局

1 階は正面玄関と市民課の窓口機能<sup>P25</sup>のほか、環境生活部のオフィス機能を配置している。本館の上階は秘書課や会議室、各課のオフィス機能等、西本館の 2・3 階は議会機能がある。本館と西本館とは、各階平坦な渡り廊下により連絡できる。



【本館】



【西本館】

## 東本館

竣工	昭和 34 年 (1959 年) 竣工
構造 / 規模	R C 造 / 地上 4 階地下 1 階建 / 3,499.25 m <sup>2</sup>
入居部局	企画総務部 (広報情報課) 財務部 (財務課/課税課/納税課) 福祉部 (生活支援課/高齢者支援課/障害者支援課/こども家庭課) 健康医療部 (保険年金課) 建設部 (住宅課) 都市整備部(都市計画課/建築指導課/公園花とみどり課/区画整理課)



【東本館】

当初は消防庁舎として建設した。建物は竣工後、昭和 46 年と昭和 56 年に増築し、事務室面積の拡張のほか、エレベーターの設置や 1 階出入口廻りのスロープ設置など、バリアフリー化を図っている。現在は、福祉部、健康医療部等の窓口機能を多く配置している。

## 書庫棟

竣工	昭和 36 年 (1961 年) 竣工
構造 / 規模	R C 造 / 地上 3 階建 / 400.25 m <sup>2</sup>

東本館建設後に増築して、書庫機能のほか、本館と東本館をつなぐ連絡通路としても機能している。渡り廊下は各棟の階段踊り場部分に接続しており、現本庁舎全体のバリアフリー化を難しくする要因となっている。また、館内には MDF<sup>P25</sup> (主配電盤) のほか県の防災無線設備を設置している。



【書庫棟】

## 北別館

竣工	昭和 29 年 (1954 年) 竣工
構造 / 規模	R C 造一部鉄骨造 / 平屋 (一部地上 2 階建) / 358.50 m <sup>2</sup>
入居部局	福祉部 (生活支援課/高齢者支援課)

当初は自動車車庫として建設した施設を改修して事務機能に転用している。そのためオフィスとしては厳しい環境といえる。



【北別館】

## 西別館

竣工	昭和 49 年 (1974 年) 竣工
構造 / 規模	鉄骨造 / 地上 3 階建 / 548.94 m <sup>2</sup>
入居部局	選挙管理委員会事務局、監査・公平委員会事務局、財務部 (契約監理課)

当初は仮設庁舎として建設した施設。現在は、行政委員会の事務局等が入居している。



【西別館】

## 厚生棟

竣工 昭和 29 年 (1954 年) 竣工

構造 / 規模 木造 / 平屋 / 271.41 m<sup>2</sup>

食堂及び売店として使用している。



【厚生棟】

## 職員会館

竣工 竣工年不明 (昭和 20 年(1945 年)以前)

構造 / 規模 木造 / 地上 2 階建 / 366.81 m<sup>2</sup>

戦前は海軍下士官集会所として使用されていた建物を昭和 21 年に徳山市が取得した施設。昭和 20 年の徳山市焼夷弾空襲の際、本施設は甚大な被害を被ったが、市が購入後に大修繕を施し、市公会堂として公共の用に供した。現在では、市職員の福利厚生施設として使用している。



【職員会館】

## 車庫、用品庫他

竣工 昭和 29 年 (1954 年) 竣工

構造 / 規模 木造 / 平屋 / 320.37 m<sup>2</sup>

特別職員用車両の車庫や一般倉庫等として使用している。



【車庫、用品庫他】

## 来庁者用駐車場

現在、合計で 99 台分の駐車スペースを確保しているが、図書館や市民館などの周辺公共施設でイベントがあると来庁者が止められないことがあり、スペースの拡大が必要である。



【来庁者用駐車場(本館前面)】

## 【 考 察 】

各施設が増築を繰り返して整備してきた経緯から、本庁舎全体が**完全なるバリアフリーを実現することは極めて困難**な状況にある。東本館にエレベーターが設置されているが、東本館と他の各棟とはフラットにつながっていないため、**市民利用の多い窓口部門の位置を限定せざるを得ない**状態となっている。

市民利用の多い窓口機能は、各棟の下層階(主に 1 階)に配置しているが、構造的に大空間を確保しにくいこと、また施設全体として必要とする規模(面積)が不足していること等から、**各部門とも待合スペースをほとんど確保できていない**状況にある。

## (参考) 本館・西本館の歴史的価値について

### 歴史的遺産

登録有形文化財登録基準の一つの条件である「建設後 50 年経過」をクリアしている。山口県内では二番目に古い現役庁舎である。

### 内藤式局面床版

内藤建築事務所が開発した鉄筋コンクリートアーチ型スラブ<sup>P24</sup>を採用している。工費を節減することを目的に開発されたものだが、このスラブは実用新案に登録されており、すぐれた意匠性を持つ。





### 3)分庁舎他

#### 徳山港町庁舎

竣工	平成 8 年 ( 1996 年 ) 竣工
構造 / 規模	R C 造一部鉄骨造 / 地上 2 階建 / 1,519.14 m <sup>2</sup>
敷地面積	2,462.00 m <sup>2</sup>
入居部局	地域振興部( コミュニティ 推進課 / 中山間振興 課 / 観光交流課 ) 経済産業部 ( 商工振興課 / 農林課 / 水産課 / 道の駅推進課 ) 農業委員会
駐車台数	16 台



【徳山港町庁舎】

#### 新南陽庁舎

竣工	昭和 35 年 ( 1960 年 ) 竣工
構造 / 規模	R C 造 / 地上 4 階建 / 790 m <sup>2</sup> ( 3 ~ 4 階部分 )
入居部局	建設部 ( 道路課 / 河川港湾課 ) 都市整備部 ( 区画整理課新南陽分室 )
駐車台数	43 台



【新南陽庁舎】

#### 徳山港町分庁舎

竣工	不詳
構造 / 規模	鉄骨造 / 平屋建 / 355 m <sup>2</sup>
入居部局	教育委員会 ( 文化スポーツ課 )
駐車台数	6 台



【徳山港町分庁舎】

#### 市民交流センター

竣工	昭和 44 年 ( 1969 年 ) 竣工
構造 / 規模	RC 造 / 地上 4 階建 / 100 m <sup>2</sup> ( 3 階部分 )
入居部局	中心市街地整備部 ( 中心市街地整備課 )
駐車台数	



【市民交流センター ( 徳山駅ビル )】

#### 徳山保健センター

竣工	昭和 63 年 ( 1985 年 ) 竣工
構造 / 規模	R C 造 / 地上 3 階建 / 371.54 m <sup>2</sup> ( 1 ~ 2 階 部分 )
敷地面積	1,081.00 m <sup>2</sup>
入居部局	健康医療部 ( 地域医療課 / 健康増進課 )
駐車台数	58 台 ( 市民館駐車場を含む )



【徳山保健センター】

#### 教育委員会庁舎

竣工	不詳（昭和 56 年（1981 年）増改築）
構造 / 規模	R C 造 / 地上 2 階建 / 722.98 m <sup>2</sup>
敷地面積	659.83 m <sup>2</sup>
入居部局	教育委員会（教育政策課 / 生涯学習課 / 学校教育課 / 学校給食課）
駐車台数	8 台



【教育委員会庁舎】

#### 消防庁舎

竣工	昭和 57 年（1982 年）竣工
構造 / 規模	R C 造 / 地上 5 階地下 1 階建 / 1,783.38 m <sup>2</sup> （2～3 階部分）
入居部局	消防本部（消防総務課 / 警防課 / 警防課指令室 / 予防課 / 危険物保安課）
駐車台数	10 台



【消防庁舎】

#### 上下水道局庁舎

竣工	昭和 34 年（1959 年）竣工
構造 / 規模	R C 造 / 地上 4 階建 / 2,731.90 m <sup>2</sup>
敷地面積	3,028.24 m <sup>2</sup>
入居部局	上下水道局（総務課 / 水道財政課 / 下水道財政課 / 料金課 / 水道工務課 / 下水道工務課 / 浄水課）
駐車台数	5 台



【上下水道局庁舎】

#### 【 考 察 】

本庁舎の施設規模が不足し全ての機能を収容できないため、本庁部局を分散して配置している。このため、来庁舎に移動の負担をかけることがあるほか、職員の移動時間や経費が増大するなどの弊害が生じている。

## (2) 本庁舎各建物の老朽化の状況

現在、本庁舎敷地内に配置している各施設は、昭和 29 年竣工の本館、西本館に始まり、昭和 34 年に東本館、昭和 49 年に西別館、昭和 46・56 年に東本館の増築、と整備を重ねてきた。

最も古い本館、西本館は建築後 58 年が経過し、比較的新しい西別館でさえも建築後 38 年を迎え、建物や設備の老朽化が進んでいる。

### 建物外部

#### 外観

軒先や軒裏に剥がれ、鉄筋露出等が見受けられる。特に東本館、書庫棟の劣化が著しい。



【軒裏・手摺部分の鉄筋露出】

#### 防水

室外機置場となっている屋上屋根部分は、防水等の剥離は見られないが、本館と西本館のジョイント部分は一体となっており、継ぎ目部分で亀裂が発生している。



【防水継ぎ目部分の亀裂】

#### 本館と各棟をつなぐ渡り廊下部分

エキスパンション・ジョイント<sup>P24</sup>になっていないため、床や梁にクラックがあり、一部で雨漏りもある。



【渡り廊下部分のクラック】

### 建物内部

#### 床

床下スペースを確保できていないため、OAフロア化が進んでいない。



【執務室の床】

#### 天井

本館及び西本館のほとんどの室は天井仕上げがない、ボールド状のスラブ天井となっている。柱・梁部分には一部クラックが見られる。



【執務室の天井】

### 電気設備

#### 電気室

配線を整線しておらず、メンテナンスが難しい状況にある。

#### 電気配線等

比較的海に近いことから外部の配管・ボックス類の錆による腐食が目立つ。また建設当時から機器及び器具等の劣化が見られ、取替えの時期に来ている。



【電気室の配線】

#### MDF (主配線盤)

NTTからの配線を書庫棟 1 階部分のMDFに集約している(他にも「山口県防災無線システム」等を置いている)が、当該建物の耐震性能が低い。

## 給排水設備

### 給水設備

修理交換を行いながら機能を維持しているが、配管などに腐食及び劣化が進んでいる。

### 排水設備

排水設備については修理等により機能を維持しており、経年を考慮すれば更新が必要な状況にある。

### 給湯設備

経年による劣化が認められる。



【排水設備】

## 空調設備

### 冷房装置

設置後 26 年を経て劣化が進んでおり、また法的耐用年数（15 年）も過ぎており更新が必要な状況にある。

### 暖房装置

ボイラーによる蒸気暖房方式となっており、暖房時の立ち上がりの悪さや、維持管理に専任の担当者を必要とするなど非効率である。



【冷房設備】

### 換気設備

執務室に換気設備がなく、適正な換気量を確保していない状況にあり、改善が必要である。

エネルギー消費の削減を図り、ランニングコスト<sup>P25</sup>の低減に繋げ、さらに市有施設として社会的責務の CO<sub>2</sub> 削減を目指す意味においては更新が必要である。



【暖房設備】

## 【 考 察 】

機能的に劣化した部分の改修やバリアフリーのための改修など、その都度必要な更新は進めてきているものの、**設備機器類の老朽化等により、維持管理費が増大傾向**にある。

また、多様化し常に化する行政需要に柔軟に対応できる施設整備が求められるが、執務室の O A 化などの改修においては、**部分対応では根本的な問題解決が難しく、経費も割高**となることが予想される。

### (3)庁舎の課題整理(主に本庁舎)

#### 施設の老朽化

##### 建物や設備が老朽化している

- ・最も古い本館、西本館は建築後 58 年、東本館は建築後 53 年、比較的新しい西別館でも建築後 38 年が経過しており、内外装が劣化し、設備が更新時期を迎えている。

##### 使い勝手が悪い

- ・間仕切り壁がスペースを分割し、部局間の効率的な移動やコミュニケーションを阻害する要因となっている。
- ・執務スペースが不足しており、組織改編に対応しきれしていない。

##### 環境負荷が高い

- ・設備が旧式であることなどから、エネルギーコストをはじめ維持管理費が割高になっている。
- ・環境配慮や省エネルギーへの対応が社会的に求められている中で、エネルギーの効率的利用に十分に対応できていない。

#### 低い耐震性

##### 倒壊又は崩壊する危険性がある

- ・全ての建物が旧耐震基準で建設されており、耐震診断の結果によると、比較的新しい西別館や北別館を除いてほとんどが柱・壁量不足や耐震壁不足であり、耐震性能はかなり低いことが示されている。
- ・耐震構造指標(Is 値<sup>P25</sup>)が、震度 6 程度の地震で「倒壊又は崩壊する危険性が高い」とされる 0.3 以下の箇所もある。

##### 防災拠点<sup>P25</sup>になりえない

- ・東日本大震災以降、防災拠点機能の必要性が高まっているが、現状では大震災時に市役所が機能停止状態におそれがある。

#### バリアフリー困難・低い利便性

##### 誰もが利用しやすい建物ではない

- ・増築を繰り返して整備されてきた経緯から、例えば本館、西本館の上階(議会を含む)にはエレベーターでアクセスできないなど、全ての人に使いやすい建物となっていない。

##### 市民サービスが十分に提供できていない

- ・敷地、施設が狭隘であるため、来庁者の待合スペースが少なく、窓口サービスの箇所数も少ない。市民が集うスペースがないほか、駐車場・駐輪場も不足している。
- ・相談スペースやプライバシーが十分に確保できていない。

##### 超高齢社会への対応ができない

- ・現在、周南市の高齢化率(総人口に占める 65 歳以上の人の割合)は、21 パーセントを大きく超え、超高齢社会を迎えている。今後ますます増える高齢者の利便性及び安全性の向上は必要不可欠である。

#### 本庁機能分散

##### 来庁者にとって分かりにくい

- ・本庁舎機能を集約することができないため、複数箇所に分散せざるを得ず、来庁目的ごとに行先が変わるなど分かりにくさにつながっている。

##### 非効率な行政サービス

- ・職員の移動にも時間と経費を要するなど、行政サービスを効率的・効果的に提供することを難しくしている。

## 2 庁舎整備の必要性

### (1) 庁舎整備に係る検討経緯

これまで市では、耐震改修整備について検討してきたが、根本的な課題解決が容易ではないため、「周南市の未来を守る安心安全庁舎」という理念のもと、「全面建替え」を今後の検討の方向性とする基本の方針を平成24年1月に策定した。

#### <これまでの検討経緯>

平成18年度～19年度：「新庁舎建設に係る報告書」

庁内組織である庁舎建設委員会を設置し、新庁舎の規模、事業費、位置、財源等の基礎的事項を調査、検討した。

平成20年度：「耐震第一次診断」

庁舎整備の方針の参考とするため、本庁舎敷地内の既存建物の耐震第一次診断を行った。

平成21年度：「庁舎整備に係る基本調査」

平成20年度調査結果を前提に、災害時等の非常時における最低限の行政サービスを確保するための庁舎整備の基本方針を策定した。

平成22年度：「耐震第二次診断」

平成21年度調査により、本館・西本館を耐震改修により整備する方法が検討されたことから、その実現可能性を確認するため、この2棟の耐震第二次診断を実施した。

平成22年度：「庁舎整備に係る基本調査」

平成21年度調査のリニューアル内容の検討を行うとともに、耐震第二次診断の結果を踏まえ、耐震リニューアル経費、スケジュール等の見直しを行った。

### (2) 庁舎整備の必要性

#### 老朽化への対応

- ・建物や設備が老朽化していること、狭く使い勝手が悪いこと、環境負荷が高いことに対し、適切な対応が必要である。
- ・エネルギー使用の効率化や維持管理コストの低減は、抜本的な整備を行わない限り対応が難しい。

#### 防災拠点機能の確保

- ・東日本大震災での災害対応の教訓を踏まえ、大災害時に迅速で適切な指揮を執る防災拠点機能の必要性は高まっている。
- ・庁舎は大震災時であっても倒壊や崩壊につながらない耐震性を確保する必要がある。早急に何らかの整備を行い、耐震性の問題を解消することにより、市民の安心安全の確保を図る必要がある。
- ・大災害時に道路等が被害を受け交通機能が麻痺した状態であっても、部局間の迅速な連携が可能となるよう、本庁舎機能はできるだけ集約する必要がある。

#### 利用しやすい庁舎へ

- ・行政サービスの効率化と質の向上のため、全ての市民にとって分かりやすく利用しやすい庁舎としていく必要がある。



**早急な庁舎の整備が必要**

## (1) 関連する上位計画

周南市の将来像を掲げた上位計画の中から、庁舎整備に関連する施策を取り上げ、周南市の将来像に貢献する市庁舎建設のための前提条件とする。(資料編「資料1 上位計画の概要」参照)

## 1) 新市建設計画

合併後のまちづくりのマスタープランとなるもので、周南市の一体性の速やかな確立及び住民福祉の向上等を図ることを目的としている。基本方針、根幹となる事業などで構成している。

平成14年に策定。

## 2) 周南市まちづくり総合計画

合併後の本市のまちづくりの指針となるもので、本市が目指す将来像やこの将来像を実現するためのまちづくりの目標、施策の大綱などを掲げる、本市におけるまちづくりの最上位計画。

平成17年に基本構想・前期基本計画を策定、平成22年に後期基本計画を策定、平成24年に後期基本計画を改訂。

## 3) 周南市都市計画マスタープラン

「都市計画法」に基づき定めた、都市づくりの基本的方針。周南市の都市づくりの課題に対応しつつ市民の意見を反映させながら、都市づくりの将来ビジョン、整備方針などを定めている。

平成20年に策定。

## 4) 周南市地域防災計画

「災害対策基本法」に基づき定めた災害対策に関する総合的な計画。市の災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して定めている。

平成16年に策定、平成21年4月に改訂。

## 5) 周南市移動等バリアフリー基本構想

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」に基づき定めた、市内全域における移動や施設の利用に係るバリアフリーを推進する基本的な方針。

平成19年に策定。

## 6) 周南市緑の基本計画

「都市緑地法」に基づき定めた、都市の緑の適正な保全及び緑化に関する基本計画。緑とオープンスペースの保全・整備・活用を計画的に進めることを目的に、将来の緑のあり方や施策と市民活動の実現に向けての指針を示す。

平成20年に策定。

## 7) 周南市景観計画

「景観法」に基づき定めた、景観形成の指針として市民と行政の協働・連携による様々な取組を効果的かつ総合的に推進するため計画。

平成23年に策定。

## 8) 周南市環境基本計画

「周南市環境基本条例」に基づき定めた、環境の保全、創造及び再生等に関する基本的な理念とそれを推進するための総合的な環境施策。

平成18年に策定、平成22年に改定。

## (参考) 周南市中心市街地活性化基本計画

「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に基づき定める、中心市街地の活性化を総合的かつ一体的に実施するための目標とその実現方を示すもの。

平成24年度策定予定。

(2)まとめ:上位計画における庁舎整備の方針

上位計画	庁舎本体の整備に関わること	庁舎の立地に関わること
1)新市建設計画	(リーディングプロジェクト) ・施設等の統合整理を検討 本庁、支所等の適正配置 ・将来的な新市庁舎建設に向けた検討推進	(リーディングプロジェクト) ・行政機構機能アップ促進事業 想定地区 徳山
2)周南市まちづくり総合計画	(基本方針) ・災害対策本部や災害情報伝達の機能強化 (最重点プロジェクト) ・新庁舎の建設 / 備蓄品の整備 ・市民活動拠点の充実 ・公共施設統廃合 / 整備と集約化の推進	
3)周南市都市マスタープラン	(都市づくりの目標) 機能的で適正規模な都市づくり 安心安全に暮らせる都市づくり ・主要公共施設等の不燃化、耐震化の促進 ・主要な公共施設において、全ての人が円滑に移動できる空間の創出に努める	(将来の都市構造) ・広域都市拠点(徳山港、徳山駅、市役所周辺):行政、文化等のあらゆる都市機能が集約した都市拠点(都心軸の形成) ・市役所周辺(行政拠点):利便性の高い行政拠点としての整備を促進
4)周南市地域防災計画	(建築物・公共土木施設等の耐震化) ・防災上重要な建築物(本庁舎)耐震性の確保、震災後も継続してその機能が果たせるよう建築設備等の整備に努める ・高レベルの地震動に際しても、人命に重大な影響を与えない / 重要度を考慮し、耐震性能に余裕を持たせる	
5)周南市移動等バリアフリー基本構想	(重点整備地区) ・公共施設はバリアフリー化を推進する	(重点整備地区:徳山駅周辺地区) ・最も優先的にバリアフリー化のための事業を実施する地区
6)周南市緑の基本計画	(緑化重点地区) ・市役所等:周南市のシンボルを印象づける緑化を推進	(緑化重点地区:中心市街地周辺地区) ・「緑の将来像」をモデル的に具体化する地区
7)周南市景観計画	(景観形成重点地区) ・御幸通りや岐山通りの緑と建物が調和した景観づくりを推進	(景観形成重点地区:都心軸地区) ・都心軸における景観まちづくりのモデル地区
8)周南市環境基本計画	(基本施策) ・公共施設整備:二酸化炭素排出量削減対策を推進 ・市の施設:省エネ型の設備や器具等の設置	



## 4 庁舎整備の理念及びこれからの庁舎のあり方

### (1) 庁舎整備の理念

これからの庁舎は、現在の庁舎が抱える課題を解決していただくだけではなく、公共・市民・事業者などが力を合わせて周南のまちづくりを推進していく中核的な場としていく必要があると考える。

市民の安心安全を確保するための防災拠点であることはもちろんのこと、交流や憩いの場として市民が気軽に集い、活動できるような、長く親しまれる庁舎としていくことをめざし、庁舎整備の理念を次のとおりとする。

## 「安心」と「つながり」のまちづくり拠点

### (2) これからの庁舎のあり方

庁舎整備の理念に基づき、以下のような庁舎の実現を目指す。

#### 全ての人に分かりやすく、利用しやすい、人にやさしい庁舎

全ての利用者が円滑かつ快適に移動したり情報を得たりできるようにする。

##### ユニバーサルデザイン<sup>P25</sup>の徹底

- ・移動空間をバリアフリー<sup>P24</sup>化する。
- ・身障者への適切な情報提供を行う。(点字、音声誘導等)
- ・各行為空間(多目的トイレ、待合等)にゆとりを持たせる。

##### 窓口部門の集約

- ・各種申請、届出、証明書発行など市民利用が多い窓口関係部門を集約する。

##### 案内サービスの充実

- ・分かりやすい案内サイン、誘導サインを設置する。
- ・あらゆる相談、手続に対応できるコンシェルジュ<sup>P24</sup>(庁舎総合案内人)の配置を検討する。

#### 「安心・安全」の拠点として市民の暮らしを守る庁舎

大規模災害の発生時に、指揮や情報伝達等災害対策活動の中核を担う災害対策本部を置くことを想定し、それに必要な機能や設備を備える。

##### 優れた耐震性能の確保

- ・大地震の発生時においても、建物の主要機能は維持される最高水準の耐震性能を確保する。

##### 非常時の防災拠点の確保

- ・電気や水等のインフラ<sup>P24</sup>が途絶えた場合でも、災害対策本部や通常の行政機能を維持できる設備環境(自家発電機能や貯水機能等)を整えとともに、食糧や資機材の保管スペースを確保する。

##### 市民の重要な情報やデータの保全

- ・庁舎外のデータセンター<sup>P24</sup>と連携したクラウド<sup>P24</sup>などの導入を検討し、災害時のデータ保全と業務の継続性を確保する。

##### 広域的な支援体制への配慮

- ・災害時に他都市、他地域との連携の拠点となるよう、広域的な防災拠点としての機能、環境(支援物資の保管・配送拠点や応援部隊の活動拠点ともなるオープンスペース等)を確保する。

### 市民協働の拠点として親しみやすく、誇りが持てる庁舎

市からの情報提供、各種イベント、市民活動や市民交流の場として利用できるようにし、庁舎を単に行政手続きや執務の場だけでなく、暮らしに必要な情報が集まる、誰もが集まり交流する、暮らしに身近で求心力を持った場となるようにする。

また周南らしさを感じることもできるようなデザイン上の配慮を行い、市民の郷土への愛着や誇りの醸成につながるよう工夫する。

#### 市民協働のスペースの確保

- ・市民がさまざまな目的で利用できるスペースや市民が気軽に集い交流できる場など、市民協働のまちづくりを進めていくためのスペースを創出する。

#### まちにとけこむ質の高い景観の形成

- ・ヒューマンスケール<sup>P24</sup>に配慮し、御幸通り、岐山通りに対し圧迫感を与えないようにする。
- ・周辺のまちなみに調和するようデザインに配慮するとともに緑地を確保し、美しいまちなみ景観の形成を図る。

### にぎわいを創出し、まちに活気を与える庁舎

誰もが気軽に憩える場となるとともに、周辺の施設と連携してにぎわいを創出し、まちに波及させるようにする

#### 憩い・にぎわいの場の創出

- ・誰もが利用できる利便施設やポケットパーク<sup>P25</sup>など、憩い・にぎわいなどの機能を導入する。

### 行政サービスを機能的・効率的に提供できる庁舎

最適な行政サービスを継続的に提供していくために、将来的な組織改編や設備の更新が柔軟に行えるようにする。

#### 本庁機能の集約

- ・本庁機能を出来るだけ集約し、利用者の利便性を図るとともに、職員の移動にかかる時間や経費を削減できるようにする。職員のコミュニケーションが促進され、包括的な対応や行政サービスが提供できるようにする。

#### フレキシブル<sup>P25</sup>な空間

- ・オープンフロア<sup>P24</sup>やフリーアクセスフロア<sup>P25</sup>を採用し、行政需要の変化に対応できる柔軟性を確保する。

### 地球環境にやさしい環境配慮型庁舎

庁舎のライフサイクルを通じて環境負荷を低減させる。

#### グリーン庁舎<sup>P24</sup>

- ・運用時の省エネルギー・省資源化（自然エネルギーの有効活用、高効率照明器具や断熱・日射遮蔽性の高い素材等の採用など）を徹底する。

#### 庁舎の長寿命化

- ・耐久性に優れた構造体や更新が容易な設備システムを採用するなどにより、長く使える庁舎とする。

## 5 庁舎整備の手法

### (1) 整備手法の比較

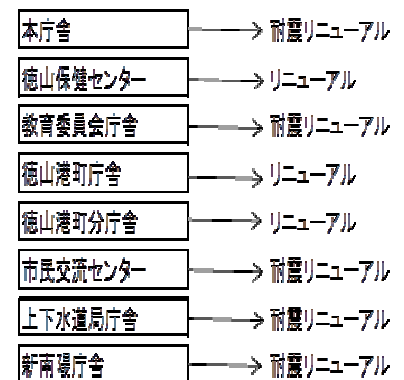
本庁舎を整備する手法には、既存庁舎を活かす耐震リニューアルと建替えがある。

そこで、それらの組み合わせを含めた次の3つのケースを比較、評価し、効果的な整備手法を考察する。なお、いずれのケースも消防庁舎は対象外として扱っている。

(資料編「資料2 整備手法比較のためのモデルケース設定」「資料4 耐震改修工法の検討」参照)

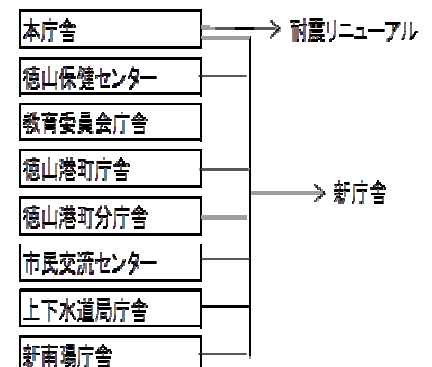
#### A. 耐震リニューアル <sup>P24</sup>

- ・新たな庁舎は整備せずに、現在分散している庁舎のうち耐震性に問題がある庁舎を耐震リニューアルし、耐震性に問題がない庁舎は耐震改修を除いたりリニューアル工事をを行い使用する。  
(本庁舎機能の集約等を行わない)
- ・耐震リニューアルする床面積の規模は18,000㎡とする。  
耐震改修あり：15,000㎡(耐震改修が必要な庁舎の総面積)  
耐震改修なし：3,000㎡(耐震改修は不要だが老朽化対策が必要な庁舎の総面積)
- ・耐震リニューアル工事のために仮設庁舎が必要。



#### B. 耐震リニューアル+一部建替え

- ・本館・西本館を耐震リニューアル、一部を新たな庁舎に建て替え、分散している本庁舎機能を集約する。
- ・床面積の規模は20,000㎡とする。  
耐震リニューアル：5,000㎡(本館+西本館)  
建替え：15,000㎡(20,000㎡-5,000㎡)
- ・新庁舎建設後に本館・西本館の耐震リニューアル工事を実施し、耐震リニューアル工事完了後に東本館を解体する工程を採用した場合は、仮設庁舎が不要となる。



#### C. 全面建替え

- ・全面的に新たな庁舎に建て替え、分散している庁舎を集約する。
- ・床面積の規模は20,000㎡とする。  
建替え：20,000㎡
- ・工事工程計画次第では、仮設庁舎不要とすることも可能。
- ・計画上の自由裁量余地は大きい。



(2) 評価

1) コスト及びこれからの庁舎のあり方との整合 (資料編「資料3 概算コストの比較」参照)

備えるべき機能の評価	整備手法		
	A. 耐震リニューアル ・分散 / 建替えなし ・18,000 m <sup>2</sup>	B. 耐震リニューアル + 一部建替え ・20,000 m <sup>2</sup>	C. 全面建替え ・20,000 m <sup>2</sup>
イニシャルコスト <sup>P24</sup>	78.4 億円	83.8 億円	83.3 億円
ライフサイクルコスト <sup>P25</sup> (耐震リニューアル部の建替年数は15年と想定)	×		
これからの庁舎のあり方	全ての人に分かりやすく、利用しやすい、人にやさしい庁舎		
	ユニバーサルデザインの徹底		
	窓口部門の集約	×	
	案内サービスの充実	×	
	「安心・安全」の拠点として市民の暮らしを守る庁舎		
	優れた耐震性能の確保		
	非常時の防災拠点性の確保		
	市民の重要な情報やデータの保全		
	広域的な支援体制への配慮		
	市民協働の拠点として親しみやすく、誇りが持てる庁舎		
	市民協働のスペースの確保	×	
	質の高いまちなみ景観の形成		
	にぎわいを創出し、まちに活気を与える庁舎		
	憩い・賑わいの場の創出	×	
	行政サービス機能を機能的・効率的に提供できる庁舎		
	本庁機能の集約	×	
	フレキシブルな空間	×	
地球環境にやさしい環境配慮型庁舎			
グリーン庁舎	×		
庁舎の長寿命化	×		
本館・西本館の保存			
総合評価	×		

## 2) 耐震リニューアルの課題

耐震リニューアルを行う場合は、次の課題がある。

解決できない課題

### 改修後躯体の寿命は大幅には伸びない

- ・建物の現状をみると、耐震性は向上できても躯体（コンクリートや鉄筋など）の寿命を大幅に伸ばせるとは言えない。建物寿命を 80～90 年とみると、5 年後に整備を完了したとしても 15～25 年ほどの間には全面的な建替えを行う必要が生じると考えられる。（ケース A・B）

### バリアフリー化の課題

- ・バリアフリーを実現するためには、各棟にエレベーターを設置する必要があるがその場合においても連絡通路のバリアフリー化は困難である。（ケース A）
- ・新築の階高を本館・西本館に合わせることでバリアフリー化は可能であるが新築部の階高に制約が生じる。（ケース B）

### 利便性の高い市民サービスが十分には提供できない

- ・来庁者の待合スペースや窓口サービスの箇所数を増やすことは困難であり、また駐車場や駐輪場も不足したままとなる。（ケース A）

### 本庁機能の集約ができない

- ・スペースに余裕がないため分散庁舎の集約ができず、来庁者にとっての分かりやすさや職員にとっての移動などの不都合な状況は改善できない。（ケース A）

新たに生じる課題

### 工事後の使い勝手が更に制約される箇所が生じる

- ・構造上重要な間仕切り壁の位置などは変わらないため、使い勝手の悪さは解消されないばかりか、場所によっては新たな耐震壁が存在することになり、より使いにくい、あるいは使えない空間が生じる。（ケース A・B）

### 工事のために仮設庁舎が必要

- ・本庁舎は構造上の理由から建物を使い続けながら並行して補強工事を行う、いわゆる「居ながら施工」が難しいため、耐震改修を行う場合は工事期間中の移転先を確保する必要が生じる。（ケース A）

### 3) 全面建替えの課題

全面建替えを行う場合は、次の課題がある。

#### 建物の保存はできない

- ・全面的に建て替える以上、既存庁舎の取り壊しは不可欠であることから、建設後 50 年以上が経過し、歴史的価値のある本館・西本館の保存はできない。ただし、建物の一部を保存するなどの検討の余地はある。

#### 【 考 察 】

イニシャルコスト<sup>P24</sup>のみで比較するとA案が最も低いが、ライフサイクルコスト<sup>P25</sup>も考慮すると、**A案は近い将来に同規模の建替えを行うことは避けられない。B案の耐震リニューアル部分も同様。**

「庁舎の課題整理」で挙げた**課題の解決**や、「**庁舎整備の理念とこれからの庁舎のあり方**」と**整合する機能を確保できるか**という観点では、**A案は根本的な課題解決にはつながらない。**  
**コストおよび機能**を総合的に判断すると、**C案の全面建替えにより長寿命庁舎を建設する案が、最も優れた整備手法**であると考えられる。



**コスト及び機能の観点から、  
「全面建替え」が最も優れている**

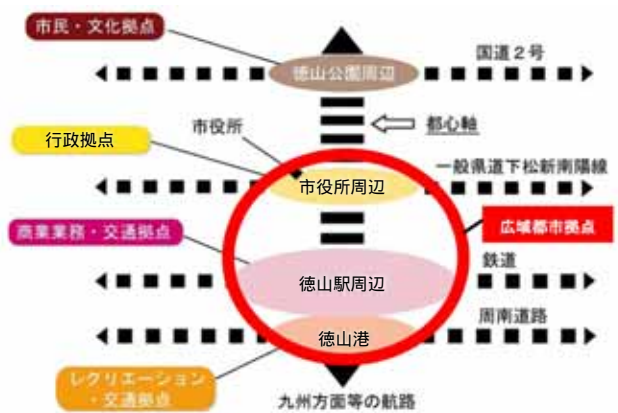
## 6 庁舎の場所

### まちづくりとの連携

徳山駅から現本庁舎周辺までは、都市機能が集積した本市のシンボリックゾーンである。今後、中心市街地の活性化など周南らしいまちづくりを推進するためにも、都市拠点の一層の機能強化を図るとともに、行政拠点として機能集積や利便性の向上が必要である。

### 上位計画による位置づけ

上位計画には、現庁舎周辺を行政機能等の都市機能を集約した「広域都市拠点」及び行政拠点、バリアフリー重点整備地区、緑化重点地区、景観形成重点地区の位置づけがされている。



【周南市都市計画マスタープランにおける広域都市拠点及び都心軸の概念図】

### 候補地選定の条件

上記の考え方のもとで新庁舎を選定する際には、財政負担や利便性への影響を考慮して次の項目を満たす土地とする必要がある。

- 本庁機能が集約できるだけのまとまった敷地があること。
- 公共交通機関のアクセスに優れているなど交通事情が良好であること。
- 他の官公署との連携が図りやすい場所であること。
- 防災拠点の形成につながるなど都市機能の向上を図れる場所であること。
- まちづくりの拠点として、市民が集いやすい場所であること。
- 市が土地を所有していること。
- 新たな用地買収や権利の調整の必要がなく、早期の事業着手が可能な場所であること。

「現本庁舎敷地」「市民館敷地」「駅ビル敷地」、県有地である「県総合庁舎敷地」、および中心市街地の民間用地を選考の対象として比較検討を行った。

(資料編「資料5 庁舎の位置の検討」参照)

検討の結果、これらの候補地の中では、特に新たな用地買収や権利の調整が不要で、本庁機能の集約や駐車場を確保しやすいまとまった敷地が確保できる点、他官公署との連携が図りやすい点などから、現本庁舎敷地が最適と考えられる。

庁舎整備の場所は、現本庁舎敷地とする

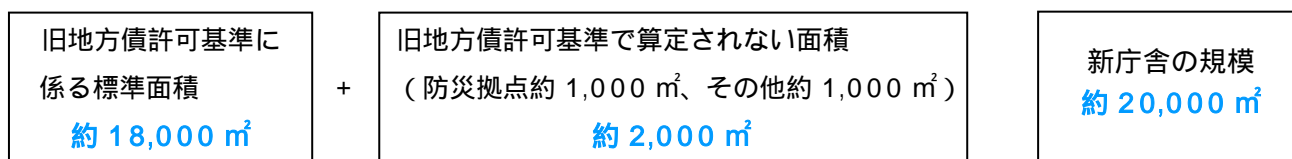
## 7 庁舎の規模

### 庁舎規模の算出

将来の人口減、職員数減を考慮し、新庁舎に配置する職員数を約 700 人と想定し、庁舎の規模設定として一般的に用いられてきた総務省の旧地方債許可基準より標準面積を算出する。

標準面積には「これからの庁舎のあり方」に対応して必要となる防災拠点スペースや市民利用スペースが含まれていないため、これらを他事例より想定し加えたものを概算規模とする。

(資料編「資料 6 職員数の想定」「資料 7 庁舎規模の算出」「資料 8 他自治体の建設事例に基づく職員 1 人当たりの床面積」参照)



**新庁舎の規模(延床面積)を約 20,000 m<sup>2</sup>とする<sup>注</sup>**

注 新庁舎の規模は、今後、基本計画の段階で、今年度別途実施した「執務環境等調査業務」の結果、導入機能の具体化、敷地条件及び建て替え条件などを踏まえた検討を行い、その精度を高めていくものとする。



## 8 事業の進め方

### (1) 事業形態

事業形態については、他都市ではPFI方式<sup>P25</sup>を導入している事例もあるが、PFI方式の場合は、可能性調査やリスク分担等事前準備に時間を要し、合併特例債<sup>P24</sup>の期限に間に合わない可能性があること、民間のノウハウがいかせる収益部門が少ないことなどから、公共事業方式で実施するものとする。

### (2) 概算事業費<sup>注</sup>

標準的な庁舎の整備を想定した事業費の試算

<b>概算事業費</b>	<b>約 94 億円</b>
<b>【内訳】</b>	
建設工事費	約 80 億円
その他工事費（解体工事、外構工事等）	約 6 億円
その他経費（設計費、備品購入費、引越し経費等）	約 8 億円

### (3) 財源<sup>注</sup>

財源については、次の考えに基づき想定する。

- ・ **合併特例債の積極活用**
  - 合併特例債の主旨（施設統廃合、新市の一体感）
  - 世代間負担の公平性
- ・ **基金を活用し、財政負担の平準化を図る**

合併特例債	約 60 億円
庁舎建設基金 <sup>P24</sup> (a)	約 20 億円
上下水道事業負担金	約 9 億円
一般財源(b)	約 5 億円

上下水道局が使用する庁舎面積分として計上

概算事業費に対する地方債の償還までを含めた実質負担額（財源）を下記の設定により試算

合併特例債償還元金(c)	約 60 億円
借入利息(d)	約 10 億円
償還額計(e) : (c)+(d)	約 70 億円
交付税措置(f) : (e) × 70%	約 49 億円
差引一般財源(g) : (e) - (f)	約 21 億円
<b>実質負担額(a)+(b)+(g)</b>	<b>約 46 億円</b>

元金均等半年賦 年利 1.388%

20年償還（3年据置）

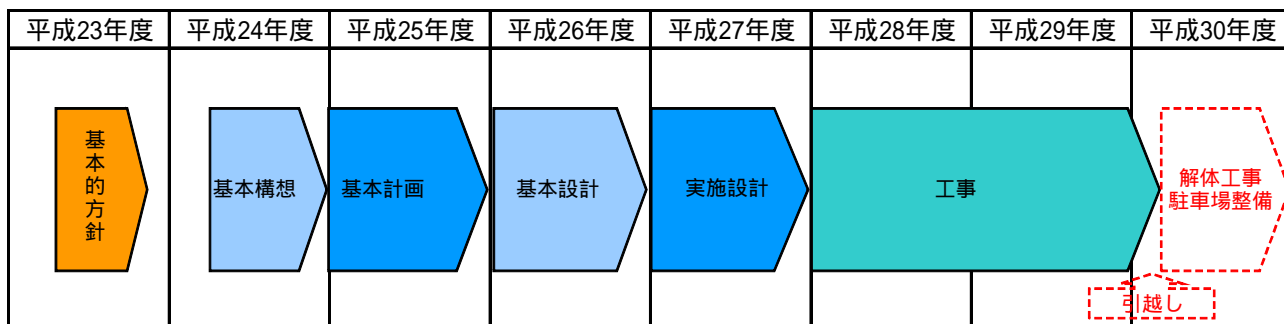
### 【 考 察 】

現時点の想定に基づく概算事業費（約 94 億円）の場合、**合併特例債の活用**により、**市費負担は約 46 億円**となる。その場合、地方債の償還に要する負担は、**年間 1 億円程度**と見込まれる。

注 概算事業費及び財源については、今後、基本計画の段階で、今年度別途実施した「執務環境等調査業務」の結果、導入機能の具体化、敷地条件及び建て替え条件などを踏まえた検討を行い、その精度を高めていくものとする。

#### (4) スケジュール

今後の大まかな予定については、平成 25 年度までに基本構想、基本計画を策定し、平成 26 年度に基本設計、平成 27 年度に実施設計を作成した後、約 2 年の工事期間を見込み、平成 30 年度の完成を目指す。



#### (5) 発注方法

基本設計、実施設計及び工事の発注方法については、今後、基本計画の段階で、それぞれの事業に適した方法を比較検討し決定する。

# 庁舎建設検討市民委員会の体制と開催経緯

## 委員会のメンバー構成

石丸 和広	公募委員
岡寺 政幸	公募委員
委員長 熊野 稔	徳山工業高等専門学校教授
齊藤 由里恵	徳山大学准教授
佐伯 桃子	周南市社会福祉協議会
新本 幸	西京銀行
原 康正	周南市コミュニティ推進連絡協議会
村越 千幸子	山口県建築士会徳山支部まちづくり塾
副委員長 目山 直樹	徳山工業高等専門学校准教授
矢守 勝二	公募委員

## 会議の開催経緯

開催日	検討内容
第1回 (平成24年7月24日)	1 協議事項検討の進め方
第2回 (平成24年9月3日)	1 現状と課題 2 庁舎整備の必要性
第3回 (平成24年10月1日)	1 庁舎整備の理念とあり方 2 庁舎整備の手法
第4回 (平成24年11月12日)	1 アンケート <sup>注1</sup> の結果報告 2 庁舎の場所 3 庁舎の規模 4 事業の進め方
第5回 (平成24年12月3日)	1 周南市庁舎建設基本構想(素案)
第6回 (平成25年3月4日)	1 執務環境等調査業務の報告 2 パブリック・コメント <sup>注2</sup> 結果の概要 3 周南市庁舎建設基本構想(案)

注1 「庁舎の現状」や「これからの庁舎のあり方」に関する意識を把握することを目的として、周南市が平成24年10月1日から19日までの間、全世帯を対象として実施したもので、1,249通の回答があった。

注2 周南市庁舎建設基本構想(素案)がまとまったことを受け、周南市が、平成25年1月15日から2月15日までの間、意見の募集をしたもので、33人から提出があった。

## 先進地視察

実施日	視察内容
平成24年11月26日	視察先：岩国市庁舎 参加人数：委員3名、事務局2名 目的：新庁舎建設に係る規模算定の参考とするため

## 用語の解説(50音順)

イニシャルコスト (P16,18)	初期建設費。ここでは、建築工事費、解体工事費、仮設庁舎費等を想定している。
インフラ (P13)	インフラストラクチャー。社会基盤。ここでは、特にエネルギーや水などの供給施設。
エキスパンション・ジョイント (P7)	熱膨張や収縮、地震などによる影響を軽減するため、構造物相互を緊結せず接続すること。
オープンフロア (P14)	見通しをよくし分かりやすくしたり、レイアウト変更等に対応しやすくしたりするため、柱などの障害物を減らす工夫をした空間計画
合併特例債 (P21)	合併に関連する公共施設建設費などの財源として、市町村が借り入れる地方債。事業費の95%に充てられ、返済の7割を地方交付税として国が負担する(交付税措置)。当初、合併年度から10年間に発行できるとされ、周南市の場合、発行期限は平成25年度だったが、東日本大震災後に地震対策見直しを求める自治体の要望を受け、5年間の延長(発行期限は平成30年度まで)が決まった。
クラウド (P13)	クラウドコンピューティング。ソフトウェア、データなどを、自ら保有・管理していたのに対し、インターネットなどのネットワークを通じて提供されるサービスを必要に応じて利用する形態
グリーン庁舎 (P14)	施設の長寿命化、建設副産物の発生抑制など資材等の適正使用・適正処理、環境負荷の少ない自然材料(エコマテリアル)等の採用、省エネルギー・省資源、緑化率の向上等による周辺環境保全などについて一定の水準を満足し、環境負荷の低減に先導的な役割を担う庁舎
コンシェルジュ (P13)	ホテルなどでお客様の立場に立って親身に対応する接客係を意味するフランス語。ここでは、来庁者から要件を伺い、担当部署につないで問題解決を図る総合案内人のような役割を想定している。
スラブ (P7)	床版
耐震改修・耐震リニューアル (P10,15他)	国の示した耐震安全性の分類から、本庁舎が災害応急対策活動に必要な施設に求められる性能を考慮して目標値として定める構造耐震指標(Is値0.6)を得られるよう構造的な補強等を行うことを耐震改修、耐震改修に建物の延命化を図るためにコンクリートの中性化を抑制する耐久性向上補修工事等を追加することを耐震リニューアルとしている。
庁舎建設基金 (P21)	市庁舎の建設に関する経費に充てるため、一般会計歳入歳出予算に定める額を積み立てる基金。平成24年3月より設置している。
データセンター (P13)	各種のコンピュータやデータ通信などの装置を設置・運用することに特化した施設の総称
バリアフリー (P3他)	高齢者や障害者などが生活していくうえで、障壁となるものを取り除くこと。
ヒューマンスケール (P14)	人間的な尺度のことで、建築物や外部空間などで人間が活動するのにふさわしい空間のスケールを指す。

フリーアクセスフロア (P14)	各種配線を床下に露出させることなく、床下一面に電力・LAN ケーブルなどの配線用の空間があるフロア構造
フレキシブル (P14)	柔軟性のあるさま。ここでは、当初の想定と異なる事柄への対応のしやすさという意味で用いている。
ポケットパーク (P14)	潤いや休憩のために整備された比較的小規模な空間のこと。
本庁機能 (P1,9,14)	本庁の機能には、次の機能があると考え。 本市の中核を担う機能 本市の全部門における基本的・基幹的政策の策定又は緊急時の対応について、組織横断的に把握・統括し意思決定をする機能 総合支所、支所その他の等の統括支援機能。また、国、県など他の行政機関との窓口となる機能
防災拠点 (P9,10,13 他)	地震や風水害などの災害時において、被災者の収容などのほか、災害対策活動の指揮を行うための拠点。非常時においても、災害対応できる機能の堅持（ライフラインの維持、備蓄機能の導入等）行政情報の保持、住民生活に直結する窓口機能の維持が求められる。
窓口機能 (P2 他)	証明発行、相談など、市民の皆様へ直接行政サービスを提供する機能
ライフサイクルコスト (P16,18)	構造物などの企画、設計、竣工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用。イニシャルコストとランニングコストからなる。
ランニングコスト (P8)	維持管理費。ここでは、運用費、修繕費、保全費、一般管理費等を想定している。
ユニバーサルデザイン (P13)	高齢であることや障害の有無にかかわらず、全ての人が快適に利用できるような建造物や都市や生活環境をデザインする考え方
I s 値 (P9)	構造体の耐震性能を現す指標。この値が0.6以上あれば、大地震に対しても、倒壊又は崩壊する危険性が低いとされている。
M D F (主配電盤) (P3,7)	< Main Distributing Frame > 主配電盤とよばれ、電話局側からのケーブルを整理するための配線分配装置
P F I 方式 (P21)	< Private Finance Initiative > 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う社会資本の整備手法。民間のノウハウを活用することで、効率的な施設整備や維持管理・運営コストの削減が期待される。一方で事業実施に際しての手続きが複雑となり、民間が自ら資金調達を行うことから金利負担が従来の公共事業に比べ高くなるなどの面もある。
R C 造 (P2 他)	< Reinforced Concrete > 鉄筋コンクリート造

お問い合わせ

周南市 企画総務部 総務課 庁舎建設準備室

電話 0834-22-8221

FAX 0834-22-8266

E-Mail [chosha@city.shunan.lg.jp](mailto:chosha@city.shunan.lg.jp)